

岩国領における町人勤功

——柳井津町小田家の場合——

小山良昌

山口県の近世町方の研究は在方の研究に比べ、従来必ずしも活発であったとは云えず、特に商業史についての研究は、今年で第30号を数える機関誌山口県地方史研究の中においてさえ二三の研究成果を見るにすぎない。成果の少ない理由として、現存する商家文書が在方文書の残存状況に比べて乏しいこと、公機関に收藏されている文書が割合少なく、研究者の目に触れ難いことなどが挙げられよう。以下県内の代表的商家文書を列記してみ

る。

塩屋家文書（岩国町商人） 岩国市棟安氏所蔵

岩国領における町人勤功（小山）

兄部家文書（周防国合物商長職） 防府市兄部氏所蔵
安部家文書（山口町大年寄格） 山口県文書館所蔵
白石家文書（豊浦郡竹崎浦商人） 長府博物館所蔵
熊谷家文書（萩藩御用達商人） 萩市熊谷氏所蔵
枳屋家文書 山口大学農学部所蔵
また庄屋文書中に見える商業史料としては
豊浦郡豊田町中野家文書（大庄屋役、藤長交易文書）
熊毛郡上関町吉崎家文書（浦庄屋役、酒、織物問屋）
などの諸家の文書を挙げることができる。

この程、柳井市金屋町の小田善一郎氏所蔵、小田家文

書が当館へ寄託された。

小田家の所在地柳井津町は藩政時代には岩国領に属し城下町岩国に対する商業都市柳井津として栄えた。柳井商人はその商取引のために東は摂津大坂、西は中南九州付近まで出かけ、その商圏は東は岩国、西は光・徳山、北は伊陸、玖珂をも含む広い範囲に及び、油、木綿、織物、など当時の日用品の集散地として、又城下町岩国の経済的拠点として県内では最も繁栄した。

小田家はその商都柳井津町で大年寄格を代々勤めた代表的な商人として存立し、明治期以降には町長、衆議院議員にも選せられた家柄である。その旧宅は元禄十四年(一七〇〇)に建立されたもので、県下の民家では正確な建立年代のわかる最古のものと言われ、また蔵屋敷の建築技術は保存の良い点と共に関西随一と言われている。

小田家略系によると、元来柳井市新庄村在住庄屋役の小田家の出自である。左衛門清信の次男善四郎清次代(享保十九年卒)に柳井津金屋町へ分家独立、以来新庄村の「在方の小田」に対する「町方の小田」として商業に

従事、初期には反物、打綿、菅笠などの商売を営み、三百石積船二艘仕立てて遠く日向、肥後国までも商取引に乗り出し、二代目善四郎宜敬代(安永二年卒)には四十五石積船を十艘位に増し反物・打綿などをもって五嶋付近に出かけ、一方大坂との間では油の取引を始める。

三代善四郎宜照代(天明元年卒)には五十石二百二十五石積船を五十艘ばかりに増し、商取引も最盛期を迎えている。油板場も二面木から四面木へと拡張。

四代六左衛門寅嵩代(文化九年卒)主取引先の五嶋付近が数年来の不漁続きのため、経営規模の縮小を余儀なくされ、船数も八艘に縮少、その反面、家屋敷の購入、出店の普請、鬚附商売を始め、油板場も二面木増の六面木となし、油商としての性格を次第に強めている。

(文化三年藩命により、柳井商人に命じて領内の菜種油の増産と領民の節油による剰余油を積極的に大坂、灘、兵庫方面へ交易品として移出させる政策を打ち出しているが、丁度四代目六左衛門代がこの時期に当たっている)

この間における小田家の商家的性格は富の蓄積と共に

次第に変化して地主的性格、御用商人的性格、塩田地主的性格、貸家地主的性格をそれぞれ加味し、多角的な経営にのり出している事がその史料からうかがえる。一方領主に対しては度重なる多大の献金を行ない、士格に取り立てられ、最終的には大組昇進を果している。階級制度の厳しい藩政期に商人階級から士族階級に、しかも上級士族に昇進した事は異例の勤功と云うべきであろう。

小田家文書は大別次の七区分に分類できる。

- ① 勤功書及び奉書類
- ② 棚御帳 文化十一年～明治三十四年まで
- ③ 下札帳、下札差引帳 文化七年～幕末まで
- ④ 塩田関係史料 幕末～明治期
- ⑤ 大福帳など金銭出納帳簿
- ⑥ 毛利家史料編纂所の編纂物写
- ⑦ 書籍

以上の内から当稿では、①に当る小田家の勤功書、奉書類をとり挙げて史料紹介を行なう。小田家の藩に対する勤功及び飢饉・災難時における施米などの救済活動、そ

れに対する藩の小田家に対する優遇策、懐柔策ともいえる奉書類を並置して紹介を行なうこととする。

尚史料紹介にあたり先ず奉書部に当る文書を挙げ、次にその奉書の下付理由とも云うべき文書を「」でくくって挙げた。筆者の気付は()でくくり随時挿入し、解説不能の箇所は□で明示した。

1

室屋 善四郎

右御差支ニ付過分之員数御馳走申上度との趣印封を以申出寄特事候、兼あるは御入用之御心当ニある触方被仰付候へとも又御吟味之廉も候る先不被召るも当前相濟候然上ハ一向ニ可被差戻候へ共左様ニ候るハ其志空敷相成候様も可存儀候、因茲神妙之志ニ対し一応被召上候沙汰ニ被仰付印封之員数改る被下置候、尤以来御心当有之候節は被召上候様も可有之候事

(宝曆三)
西ノ十二月

「宝曆三四年、御時節柄ニ付御馳走差上候様こと都る御内移り御座候故、亡父善四郎銀式貫目御馳走に

も差上度之段印封を以申出候節御奉書頂戴被仰付候
写

2

柳井津年寄 小田善四郎

右此度御当用銀過分之員数差上神妙之事情、且平日御
用立候趣も有之、彼是こ被為対儀子拾荷宛家筋永代被
下置候事

(明和三年十月)

「明和三年丙戌ノ春、御手伝ニ付銀子御入用筋にて
御領内ニ御当用銀被仰付候、当町御支配所小河内太
左衛門様御手子小川清助様中村平左衛門様四月廿日
町中寄人数にて御支配所ニ被召出、高下之員数銘、
切紙にて被仰付候、即手元へ銀拾五貫目被仰付候
右被仰渡之趣は此度御手伝大麥銀御入前誠浮沈之堺
程之義と被仰聞候、夫より五月六日早朝只今より上
納仕様ことの御事、手元商売向止メこても納申様こ
との御急きこ付早速納初メ追メ上納、都合五度こ同
廿四日迄右之辻納申候、御請書一通御勘定より被遣

受取置申候、納□□之義ハ其年ノ掛長御公人所望ニ

有之、其後秋頃ニ至右之銀子は御馳走ニ仕哉又は御
当用ニ仕哉と御聞合有之、上切御馳走ニ乍恐仕度と
書付を以申出候、其後十月十六日御支配所ニ被召出
別紙之通白紙御奉書ヲ以儀子拾荷宛家筋永代被仰
付有難頂戴仕罷戻り申候

3

柳井津町 小田善四郎

此者事町年寄相勤役座之出仕は致候得共、今般儀子永
代被下置候付あは為冥加家筋出仕被仰付被下候様こと
願出候、此度家筋ニ之御仕成も被仰付候者之儀ニ候故
永代出仕願之通可被仰付との御事

右之通候条此段可有御申聞候 以上

(明和三年) 十二月廿日

覚

家筋御出仕申上度願書、明和三年戌十月廿日差出シ
申候処願之通戌十二月廿日被仰付候、尤御書附は亥
正月十五日ニ御渡し被成候

亥正月十五日

小田善四郎

右今般御当用銀被仰付候処、過分之員数御馳走ニ差上
神妙之事情、依之下地被下置候儀子ニ此度四拾五荷相
増五拾五荷宛家筋永代被下置候事

(安永二年) 巳四月

「町中多人数にて岩国御蔵元ニ被召出、御職座ヲ始
其外下御役人中御揃にて岩国町当町一同ニ被仰渡候
趣ハ御職座より之御演述にて、此度嚴重之御仕組ニ
て廉ニ御減少被仰付候へ共行とひ不申付殊ニ大坂表
ハ借銀大遍相成候、尤此内御頼母子御当用銀等も被
仰付候へ共是ニ無御抛此度銘、御当用被仰付候間
差出申候様ことの趣候、尤銀拾貫匁ニ付式人扶持被
下置候事夫ニ印封御渡シ被成候、尤其余ハ差出候へ
は廉有御仕成こも可被仰付との御事情、猶表ハ支配
所ニ返答可申出との御事情あ罷戻り封ひらき申候処
銀仰山被仰付候故あまり大遍成故御支配所へ御断申
出五拾五貫匁御馳走上切ニ申出候へは、閏三月十八

岩国領における町人勤功(小山)

日上切御受可被成との趣にて尤上納所ハ當暮迄ハ差
出様ことの御仰渡候、而其後四月六日御支配所ニ御
召出にて別紙之通白紙御奉書ヲ以下地被下置候儀数
ニ此度相増五拾五荷宛家筋永代被仰付難有頂戴仕
罷戻り申候

安永二巳四月

柳井津 小田善四郎

右町年寄役十ヶ年貞実ニ相勤別あ令苦勞候、且別段御
用立候趣ニ付あは時ニ御仕成をも被仰付候へ共、猶又
此度退役之折柄彼是ニ対シ身柄一代名字唱被差免候事

(安永二年癸巳九月)

「町年寄役御断書癸巳五月十四日ニ差出シ申候処、
同九月十七日御支配所ニ御召出御役之義願之通御免
被仰付候、其上御支配所様より御取持ニ付右御奉
書名字唱被仰付候

安永二年癸巳九月十八日

6

小田善四郎

右去ル辰年御当用被仰付候処過分之員数速ニ差上、右ニ付あは御仕成迄も被仰付置候処、此度御吟味も有之右之銀子被差返候、然といへとも御時節柄相考大銀上ケ切仕度段申出候筋甚神妙之志ニ対シ、此度御称美として名字唱永代ニ被仰付候事

(安永六年乙酉七月)

「酉七月十七日御支配所ニ御呼出シにて、此度御吟味ヲ以辰年之御当用銀悉御下ケ被成候、然といへとも大銀上切御馳走ニ申出候段ニ付、為御称美永代名字唱家筋被仰付候事被仰聞候条難有御奉書頂戴仕候

安永六年乙酉七月十七日

7

小田政太郎

右去ル戌年日光御手伝、翌亥年御内用筋ニ付兩度及ひ身柄よりも過分之御当用銀差出神妙之事候、此段可被申聞候事

(天明元) 丑十二月

小田政太郎

(イ) 右去ル戌年日光御手伝之節、猶其後亥年御内用筋ニ付兩度共ニ亡父善四郎より御当用銀過分之員数差出、一方之御差加ニ相成別る神妙之事候、依之是迄被下置候俵子十荷を引直し永代五人扶持宛被遣、猶家筋代々大年寄格へ被仰付候事

(天明元) 丑十二月

「兩度御当用銀白銀五拾六貫七百目差出申候、為御仕成去十二月ニ御奉書頂戴被仰付候写」

8

小田六左衛門

右去ル戌年水変之砌疊百八拾八枚差上度段願出其分御引請被仰付候、至る御差支之御時節柄右躰之志別る神妙之至候、何分御仕成之御吟味も可有之候へとも重キ御儉約中故格別之御吟味も難被仰付、此段能々遂挨拶候得との事

(天明三) 卯二月

「 覚

一水変時分疊百八十八枚

老枚ニ附十一匁沙汰ニシテ 代七六錢貳貫六十八匁

手元之分百八十枚 新宅分八枚

百八十八枚 右之辻指上申候

安永七年戊戌閏七月ニ御馳走ニ申出候処追々天明三

癸卯二月ニ如斯御奉書頂戴仕候

10

柳井津町 小田六左衛門

右関東川之御普請御手伝被蒙仰御要用方御難波ニ付御当用之儀内福被仰聞候処、印封を以出銀之儀申出其分上納被仰付候、當時一統差支之中御時節柄相考貯物差出御用立候段甚神妙之至候、其余度々大銀差出候、彼是下地永代五人扶持ニ此度六人扶持相増引合拾壱人扶持宛被下之、猶帶刀御免之上只紋上下二具被下置候事

(天明八) 申十二月

「当所御支配所佐伯源左衛門様御役中関東川之御手

伝ニ付、御当用銀差出候様こと去未春御内福御座候

ニ付、白銀三拾貫目印封を以差上申候、依之御称美

御仕成トノ前度より被下置候五人扶持ニ六人扶持被

差加、都合拾壱人扶持宛永代被下置、猶帶刀御免之

上只紋上下二具被遣候旨白紙御奉書頂戴仕候

天明八年戊申十二月 日

9

小田六左衛門

去秋在方不作ニ付あ所柄によつて小百姓共過妙方差詰当春方別る相勞至極及難波候処、篤き志を以右飢難を助候段相聞甚以神妙之至候、此段可被申聞候事

(天明三) 卯十二月

「 覚

一白米三石壹斗

当春難波之者に給扶助候処、大晦日ニ御支配所ニ御

呼出し御挨拶之上御奉書頂戴仕候

天明三年癸卯十二月晦日

11

柳井津町 小田六左衛門

右去ル子年江戸御屋敷御類焼ニ付御当用銀差出、其後

も御要用方御差支ニ付猶又御当用之儀一統移り相被仰付、兩度ニ及過分之員數御用立候段神妙之事候、殊ニ先年已來度々大銀差出拔群御用立候趣ニ被為対家筋士格ニ被仰付御藏元附ニ被仰付候、猶此度五人扶持被下是迄之御扶持方引合拾六人扶持宛被下置候事

寛政七
卯五月

(四) 小田六左衛門

此度士格御藏元附ニ被仰付候は本人家内迄諸士之形ニ取扱被仰付候、尤年始出仕之儀は懸形正月九日出仕歳暮は諸士同日ニ出仕被仰付候事

一身柄諸願諸触等之儀は勿論御藏元直達之事

一柳井津町住居之儀は懸形ニ被仰付候間、町方におるてハ全ク出店之心得ニ諸事町筋之支配を請、是迄之通商売向取続候様可仕事

(五) 一 覚

一金子 五十兩 寛政五癸丑年八月廿七日上納

一同 七十兩 同 歳 九月晦日上納

一同 八十兩 同 十月廿六日上納

候時は身柄被引受候ハ外実難有奉存候得共趣こよつては商売躰之差支こも可相成哉ニ奉存候、尤柳井住居并ニ店向運ひ方之儀出店と相心得候様こと精々難有御儀ニ御座候へ共、相成儀ニ御座候ハ、右士格御藏元附之御仕成乍恐御預ケ申上、東条小十郎を以御仕成ニ御振替ニ被成下候ハ、重疊難有奉存候、心儘ニ気分保養仕殊更御蔭を以先祖より仕似セ之家業不衰様心遣ひ仕度奉存候、誠ニ卑賤之私御慈悲を以忝御会釈ニ被仰付被下候処、ケ様御歎申上候段憚多ク奉存候へ共病身之私分過之御仕成奉恐入候、且ハ家職之勝手合こも相拘申儀ニ御座候ニ付、不得止ヲ乍恐御内歎申上候儀ニ御座候、不吉御事ニ御座候ハ、品能ク御取成奉願候以上

小田六左衛門

(六) 小田六左衛門

右此度御当用縮御仕成を以士格御藏元附ニ被仰付候処ニ常々多病ニ衆弁之通時ニ御勤申上候段も無覚束、猶從來町家之營を以渡世仕来りニ付趣こより候は商

岩国領における町人勤功(小山)

貳百兩

江戸御屋敷御類(焼)ニ附印封こして御馳走差上申候

一七六錢 五貫目 寛政六甲寅六月廿九日

一同 錢 貳貫六百八十四匁二分毫厘

同十二月廿二日

一同 錢 壹貫九百五十九匁四分八厘

同月廿五日

一同 錢 三百五十六匁三分毫厘

七六錢 拾貫目定

亦御当用被仰付其旨奉畏左之通上納仕候、尤丑年方ハ岩国御藏元ハ三度こ上納、寅歳分ハ高地御勘定へ上納

(七) (願書写)

今般私儀御恵を以官御称美士格御藏元附ニ被仰付重疊難有仕合奉存候、然ニ私儀常々多病ニ御座候衆并ニ時々之御勤申上候段も無覚束奉存候、猶從來町家之營を以渡世仕儀ニ御座候処、已來士格ニ被仰付

12 売向差支こも相成候ニ付、右士格御藏元附之御仕成は身柄生涯御預申上置度委曲内歎之筋無除儀趣ニ付、申出之通士格御藏元附生涯御預ニ被仰付、右御預り中は浪人格ニ柳井組浪人之筆頭ニ被仰付年中一度御音信嫡子出仕差免候事

(寛政七年乙卯七月)

柳井津 小田六左衛門

右去ル未ノ暮、上方仕登セ銀御操合御差支之節御借銀之儀ニ付ハ柳井津ニおるて段々致心遣、当時一統困窮之時節ニ候得共入はまり致出精至而差懸り之事候処速ニ調達相成別御用立不浅苦勞せしめ候、依之上下一具被下置御客屋ニおるて懸相之料理被下候事

(享和三成ノ十二月)

「去ル未ノ暮上方御仕登セ銀御操合御差支ニ付、地借貸出シ申候儀於御支配所手元、守田長右衛門、長谷川宗左衛門、河井太左衛門、弘津伊太郎、田坂清四郎、加藤仁右衛門以上七人へ白銀五拾貫目借出致

候様被仰付其旨奉畏候、平生浅屋三郎兵衛方にて三拾貫目、遠崎溝屋茂右衛門方にて拾五貫目、残五貫目七人わりのこノ差出都合右之辻御用立申候、然処西暮こ平生遠崎分元利御払方御下シ被遣候、残五貫目□こて戌暮元利御下シ被遣候、右夫々ノ返済相済申候、右段々致出精御拜美依る右七人岩国御客屋へ被召出白紙半切御書附、尚同所おいて御料理被仰付其上上下下一具料として金貳百疋頂戴仕候

享和二戌ノ十二月也

13

小田六左衛門

右御仕組こ付御時節柄相考出銀仕御用立候段甚神妙之事候、依之此度御取立御手廻組被成御付年々倭子八荷被下、下地御扶持方引合拾六人扶持倭子八荷こ被仰付候事

(享和二) 亥閏正月

小田六左衛門

此度御手廻組被仰付候も懸形柳井津町住居不苦候、

尤町方こおるてハ全く出店之心得こる諸事町筋之支配を請、是迄之通商売向をも取続可然候事

一遠在住居こ付節朔出仕は除キこ被仰付候、尤御当地罷出居候節は時々組筋ハ相届出仕致候も不苦候事

(享和三年)

右御仕組こ付御馳走銀差上候、為御仕成是迄之拾六人扶持へ倭子八荷相増尚御取立御手廻組被成御附候、白紙御奉書岩国本家目加田氏より御支配所使こ御頼を被成候、二月朔日難有頂戴仕候、当所御支配所黒川清兵衛殿、御手子河上助右衛門、佐伯守助御役中員数七六錢拾貫目辻尤高式拾貫目処内拾貫目文藏名前差上候

14

室屋 善四郎

右御差支こ付過分之員数御馳走申上度との趣印封を以申出寄特之事候、兼るは御入用之御心当こる触方被仰付候得共又御吟味之廉も候も先不被召上るも当前相済候、然上ハ一向こ可被差戻候得共左様候候は其志

空敷相成候様こも可存儀候、因茲神妙之志こ対し一応被召上候沙汰こ被仰付印封之員数改る被下置候、尤以来御心当有之節ハ被召上候様こも可有之候事

(文化十九) 酉十二月日

(表書) 癸酉年被遣候御書附

15

室屋 善四郎

室屋 長右衛門

右去ル西ノ春馬皿新川土手追々手薄相成候こ付上置被仰付候処、積高式千八百六人役之内半方は於地下こ相調度段申談、此者義も百廿人役丈ケ差出堅固こ相調候段神妙之至候、依之挨拶被仰付候事

(文政元九月)

(表書) 文政元寅九月十七日馬皿新川土手上置御馳走御挨拶

16

「 覚

一白銀三拾貫目 文政三辰年

岩国領における町人勤功(小山)

17

小田六左衛門

右去年御上金御用被仰蒙候処、御要用方御差支こ付御当借之儀被仰聞候処、御時節柄相弁御用立候段別る神妙被思召候、依之御目録之通被下置候との御事

(文政九) 戌ノ九月

「一白銀拾五貫目 文政九丙戌年
御当借御藏元こ印封を以被仰付、其旨御請申上候
文政九戌正月上納仕候、同九月十七日左之通被仰渡
右文政十三寅年御下銀被仰付候、為此挨拶上下式具被遣候

18

小田六左衛門

右先般上野御普請御用被蒙仰候処、御要用方御差支ニ付御当用差上度趣印封を以申出其分上納被仰付候、當時一統困窮之中御時節柄相弁貯物差出御用立候段別ゝ神妙ニ被思召候、依之忝人扶持相増下地引合十七人扶持ニ被仰付候との御事

(天保四)
巳十一月

「右上野御普請付御馳走銀七六(錢)五貫目差上候、為御仕成是迄之拾六人扶持へ忝人扶持相増十七人扶持午之正月ヨリ御下ケ米有之、御奉書岩国秋本甚五郎相頼遣シ十一月手元へ送り参り難有頂戴仕候」

19

柳井津町 室屋 善四郎

此もの事去年春米穀別ゝ高直ニ付ゝ過始方及難儀候者も有之候処、御払米願卸シ是を基として町家富有之もの出来等取合割下之直段を以町会所におゐて売渡、猶粥焚出したし、在町に亘り多人数之飢難を救ひ候之節ニ付ゝ、一統差支之中多分之出来致候段相聞志神

妙之事候、依之御称美之挨拶被仰付候事

(天保六)
未十二月

「一現米 四斗五升八十八俵 天保四巳ノ十一月 右は当年一統ニ困窮ニ付、町役廻付会所にて米相場より二わり下ケニノ売方有之、右米会所差出シ二わり下ケ之程こいだし申候、町中大家分一統心持にていたし申候、米屋白米尅升代百四十文にて尅俵ニ付七六(錢)百目ニ当ル、七六(錢)尅尅付黒米四合五夕当ル、来午春も直段同様にて御取申候、午六月より少ミ下落相成申候、右ニ付此度御上御称美ニ預り天保六未暮町会所御呼出しにて此御書付頂戴仕候」

20(1)

柳井津 室屋 善四郎

此もの事去年飢難之者段々有之候処、町中申合多分之出来致シ扶助せしめ候段相聞、當時一統困窮之中甚以寄特之至神妙之事候、依之挨拶申付候事

(天保九年戊二月)

(四) 古開作村町組 室屋 善四郎

此もの事去年小百姓共過始方及難儀候処、令扶助飢難を救ひ候段相聞一統差支之中甚神妙之事候、依之御称美之挨拶被仰付候事

(天保九)
戌三月

一 (表書)

天保八酉ノ春、大飢饉ニ付扶助米出し候付、同九年戌春御支配所に御呼出シゝる御称美之御挨拶有之古開作町組之所は室屋茂兵衛役中

22

小田六左衛門

右今般御本丸御普請ニ付、御用金御上納之儀被仰蒙候付ゝは御時節柄相弁、御当用銀差上御用立候段別ゝ神妙被思召候、依之忝人扶持相増下地引合式拾人扶持八荷ニ被仰付候との御事

(弘化二)
巳十二月

右今般甲州川之御普請御用被蒙仰候処、御要用方御差支ニ付御当用差上度趣印封を以申出其分上納被仰付候當時一統困窮之中御時節柄相弁貯物差出御用立候段別ゝ神妙被思召候、依之忝人扶持相増下地引合拾八人扶持ニ被仰付候との御事

(天保九)
戌十二月

「右甲州川之御普請付、御馳走銀七六錢五ノ目差上為御仕成是迄之拾七人扶持へ忝人扶持相増十八人扶持

23

小田六左衛門

此度忝人扶持相増都合廿人扶持ニ被仰付候、午ノ正月より御下米被仰付御奉書岩国秋本三郎左衛門名代ニノ頂戴仕候

右今般大坂御城御修覆御用被蒙仰候ニ付あり、御時節柄相弁御当用銀差上御用立候段別有神妙被思召候、依之四人扶持相増下地引合式拾四人扶持被下置候との御事

(嘉永二)
酉三月

「嘉永二年己酉正月廿四日、大坂御城御修覆御用被蒙仰候ニ付御当用銀国札式拾貫目差上、為御仕成御扶持四人増被仰付候御奉書頂戴仕候」

24

小田六左衛門

右去戌秋凶作ニ付ありは飢難者段々有之候処、米銀差出扶助せしめ候段相聞甚以奇特之至神妙之事情、依之袴地袴反被下置候との御事

(嘉永二)
丑四月

「 覚

嘉永三戌ノ八月七日大風ニ付稲作大損事、誠ニ古今ニ無是悪風ニ御座候、加調米ハ勿論御年貢等も無是候得共御検見ニは出シ不申様御蔵元より内々御申聞

有之、手元、嶋屋、長宗、小清四軒勘常手形俵七六

(銭)八十一匁ニ岩国へ相頼買方致柳井勘定所へ納

申候、右之仕合ニ付町在共ニ難波者数無限有之、町

役人心配ニ町中より米貸出シニ割下ケニノ売方致

損銀ハ仕置銀之内より出銀之様子ニ承り申候、手元

より米三十俵貸方致申候亥ノ暮ニ米戻り申候、其外

在方和田開作両組わかゆ米入用付米七俵差遣し申候

戌ノ暮より亥年中飢難之者多人数有之、毎夜凡式百

人位へ白米少シ宛差出シ申候、夫ニ付嘉永六丑ノ四

月ニ御組頭香川甚右衛門殿方より御呼出シニノ称美

之御奉書頂戴仕候

25

小田六左衛門

右今般異国船警衛御手当ニ付御馳走被成御請候、付あり

は御時節柄相弁御当用銀差上御用立候段別有神妙ニ被

思召候、依之式人扶持相増下地引合式拾六人扶持ニ被

仰付との御事

(嘉永七)
寅二月

「 覚

御当用銀ニ金子百拾匁両納方仕候、嘉永六丑ノ十

二月ニ納申候、御仕成之儀ハ同七寅二月四日御組頭

香川忠右衛門殿より御呼出シニ付吉田小八郎名代ニ

相願御組へ被出、右御奉書御受仕申候、御扶持式人

増下地引合廿六人ニ相成申候

26

小田六左衛門

右持分之田地去戌秋風損ニ付ありは御年貢上納難相調、

一応検見之申出致シ候得共其後願下致シ赤手形等を以

上納相調候段全心得宜故之儀神妙之事、依之持懸御

扶持之外三代之間式人扶持被下置候との御事

(安政二)
卯八月

「 覚

嘉永三年戌ノ八月七日大風ニ作方大凶年御年貢米

少しも無御座候、附る御検見申出候得共相叶不申無

拋赤手形俵七六(銭)八十目余ニ買方仕無滞相納申

候、然ニ当卯ノ八月迄六ケ年間何之御縮りも無御座

岩国領における町人勤功(小山)

候所、当卯ノ八月廿五日岩国御組へ御呼出シにて右御奉書頂戴仕候

27

小田六左衛門

右今般御本丸御普請ニ付、御用金御上納之儀被蒙仰候

付ありは御時節柄相弁御当用銀差上御用立候之段別有神

妙被思召候、依之居屋敷之内先年引石ニ相成候残地六

畝式拾九歩共一円御免地ニ被仰付候との御事

(万延元)
申十一月

「江戸御本御丸御普請ニ付、御当用銀被仰出御国札

七十六文銭拾貫目御馳走差上申候、御仕成として居

屋敷一円御免地被仰付、全御拜領屋敷同様と申殊ニ

御座候、御奉書難有頂戴仕候、是よりハ屋敷内普請

等之儀ハ御組願と相成申候、貸家普請等ハ是迄之通

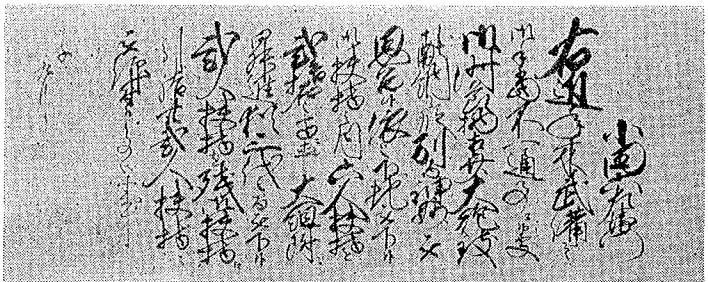
室屋善四郎義町願之事

28

小田六左衛門

右近年米穀高直之折柄多分之致出米難波者令扶助候段

相聞、甚以奇特之到神妙之事候、依之挨拶被仰付候との御事 (文久二年戊七月)



「万延元申冬より酉春至り米高直ニ相成難洗者多有之付町役座心配有之、難洗者へかゆ又ハニワリ下ケ米等出米致候付御書付頂戴仕候」

29 (イ) 小田六左衛門

右近年來武備之御手当不一通事ニ候処、御時節柄相弁大砲致献納候段別有神妙被思召候、依之地下被下候御扶持之内六人扶持を式拾石之高ニ直シ大組附ニ昇進、猶三代之間被下候式人扶持を殘御扶持ニ引詰廿式人扶

持ニ被仰付候との御事

(元治五) 子九月

(ロ) 一 覚

近年異船渡來之趣ニ付、都の非常之節御守衛之御手当被仰達奉畏候、然ニ私父祖累代町住居ニ家治本躰ニ仕來り、殊ニ老躰ニ罷成廉立候御奉公も不得仕甚以奉恐入候、就ルハ御高恩為冥加之少分之義ニ御座候得共大砲六本度三挺御献上仕度奉存候間、何卒御請被仰付被遣候ハ、難有仕合ニ奉存候、此段御免被仰付被遣候様ニ奉願上候已上

(文久三) 亥八月

小田六左衛門

(イ) 一 別紙覚

本文御願申上候通大砲六本度三挺御請被仰付被遣候ハ、難有仕合奉存候、就ルハ鑄造方於下地ニ調方不案内之義ニ御座候ヘハ乍恐右為代銀

一金四百五拾兩

右差上度奉存候間、何卒其分御免被仰付被遣候様ニ奉願上候已上

31

小田六左衛門

右御物入之御時節柄相考、多分之御当用銀差出候段別有神妙被思召候、依之御羽織一小袴地一拜領被仰付、猶知高之外暮ニ銀六拾枚宛被下置候との御事

(慶應三) 卯十二月

一 覚

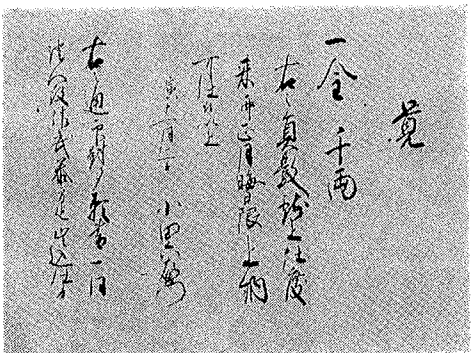
一金 千兩

右之員数献上仕度來卯正月晦日限上納可仕候以上

寅十一月二日

小田六左衛門

右之通印封ニ願書一同証人役佐藤泰方迄出込仕候



30

小田六左衛門

(マ) 當ニ鑄造向不案内之儀代銀を以上納仕度段申出之趣、其分被仰付候間此段も貴様御承知候様存候以上

右先般御当用御馳走被成御請候ニ付、御時節柄相弁貯物差出御用立候段別有神妙被思召候、依之知高之外被下候御扶持は此度老人扶持相増下地引合式拾三人扶持ニ被仰付との御事

(元治五) 子九月

一 覚

文久四甲子二月五日、七六錢式貫目御上納ニ付御奉

書頂戴仕候

小田峯三郎

32

小田六左衛門

(明治四年未十二月九日)

右先般御暫借被仰懸候付るは御時節柄相考貯物差出御用立加之、去冬以来米穀高直ニ付るは救助米買入令出銀難渡者致扶助候段相聞、彼是奇特之持方別る神妙被思召候、依之知高之外暮々金千五百疋宛被下置候との御事

屏風 一双
茶碗 一箱
眞飴 馬具

(明治三)
午十一月

「 覚

明治元年辰ノ九月十四日御当用国札拾貫目差上申候且又明治三年午春米俵五百目ニ相成難渡者多分有之付、町役人心配ニある会所ニをいて相場より二割下ケニノ米売方致シ損銀町中より出銀、手元より札三貫目出銀致し申候ニ付、当明治三年十一月十八日御奉書頂戴仕候、御仕成暮々金千五百疋宛御下ケ被仰付候

33

小田六左衛門

其方事先年致献金候御預り手形引渡置候処、此度吟味を以右手形引揚申付候、依之為挨拶目録之通下賜候事